

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国における 出願公開、公開の延期(繰り延べ)、金銭的な請求権

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国のうち、実体審査国における出願公開、公開の延期、金銭的な請求権の制度のいずれか又は全てがある国は以下のとおり。

(1)デンマーク

デンマークでは、出願日又は優先日から6か月が経過すると、登録がなされていないくとも、出願書類が第三者に対し閲覧可能な状態となり、その旨の公告がされる。この書類の公開から登録までの出願意匠の侵害は、意匠侵害規定を準用しており、補償金請求権及び損害賠償請求権が認められる。

審査は、通常方式要件及び意匠の認定、公序良俗違背、出願に含まれる意匠数について行われるが、請求があった場合のみ有料にて新規性等の判断をする補足審査を行い、調査報告書が作成される。補足審査にて、意匠の保護について重要性を有する可能性のある事実が存在していなければ直ちに登録されるが、存在している場合は報告書記載の日から2か月後に登録される。登録になった意匠は、登録公告がなされる。また、出願時に請求をしていれば、出願日または優先日から最長6月まで登録公告を延期することができる。

(2)ノルウェー

基本的にデンマークと同様の制度を有しているが、出願書類の閲覧は請求により可能であり、また外観を表す書類は登録されるまでは請求できない規定となっている(但し出願日若しくは優先日から6か月経過後は請求可)。また、調査報告書には意匠の保護についての重要性を有する可能性のある事実は記載されない。

出願書類の公開から登録までの出願意匠の侵害は、意匠侵害規定を準用しており、補償金請求権及び損害賠償請求権、差止請求権が認められる。登録になった意匠は、登録公告がなされる。また、出願時に請求をしていれば、出願日または優先日から最長6月、登録を据え置くことが可能であり、これによって登録公告を延期することができる。

(3)フィンランド

デンマーク及びノルウェーと同様、出願書類の公開制度を有しており、出願後直ぐに公開される。ただし、請求により出願日又は優先日から6か月以内の繰延べが可能。全ての出願は実体審査がなされ、出願書類の公開から登録までの出願意匠の侵害には、意匠侵害規定を準用し、補償金請求権及び損害賠償請求権、差止請求権が認められる。

登録意匠は、その後登録公告がなされるが、登録及び公告を延期することが可能である。また、第三者は登録に対し異議申立をすることもできる。申立の結果、登録が取り消された場合は、登録取消公告がなされる。

(4) アイスランド

アイスランドでは、ノルウェーと同様、通常は方式審査と意匠の認定、公序良俗違背等に関する審査のみであるが、請求があった場合のみ実体要件を満たしているか否かについての補足審査を行う。その結果通知には、意匠の保護についての重要性を有する可能性のある事実は記載されないが、これにより官庁は拒絶をすることが可能である。一方、登録となった場合は、登録公告がされるが、出願時に請求をしていれば、出願日または優先日から最長 6 月の登録延期ができるため、これによって登録公告を延期することも可能である。

出願日又は優先日から 6 か月が経過すると、登録がなされていない場合でも出願書類が第三者に閲覧可能な状態となる。出願書類の公開から登録までの出願意匠の侵害は、意匠侵害規定を準用しており、補償金請求権及び損害賠償請求権が認められる。登録になった場合は、登録公告がなされる。

(5) モルドバ

モルドバでは、出願後 6 か月以内に出願公開がなされるが、この出願公開の公報については出願日又は優先日から 30 か月の公開繰延べが可能である。一方、出願公開後の実体審査を経て正式な登録が認められた後も登録公告がされるが、この公告については繰延べはできない規定となっている。

登録意匠に対し認められる権利は、公開の日から意匠の登録の間についても、登録出願が拒絶されるか取り下げられた場合を除き、暫定的に適用される旨の規定がある。

(6) マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国では、方式審査及び意匠の認定や公序良俗違背等に係る審査を経て問題がなければ出願公開がされる。この出願公開は、出願日または優先日から最長 12 月繰り延べることが可能である。

出願公開後、公開日から 90 日以内の異議申立が可能であり、この期間中に異議がなければその後意匠登録がされるが、登録までの手続期間中に発生した侵害については、権利侵害規定が適用される旨の規定がある。

(7) アルバニア

アルバニアでは、方式審査の後、出願情報の公開がされるが、出願から最長 12 月

まで公開を延期することが可能である。一方、実体審査は出願から 3 月以内に行われ、出願情報が公開されてから 3 月以内に登録料を納付すれば、登録がなされる。登録前の出願についても侵害があった場合、出願人は当該侵害に対する訴えを起こすことが可能とする旨の規定がある。

(8) アゼルバイジャン

アゼルバイジャンでは出願から 6 月以内に出願公開がされ、公開から 2 ヶ月以内に異議申立があれば実体審査が行われる。異議申立の結果、申立が認められなかった場合、または所定期間内に異議申立がなかった場合登録がされ、公報が発行される。出願公開及び登録公報の繰延べ制度はない。

出願公開から登録までの期間については、仮の保護として補償金請求権を認める旨の規定がある。

(9) ルーマニア

ルーマニアでは、出願公開がなされるが、その後 12 か月以内に実体審査を行う規定がある。また、出願公開の繰延べは出願日又は優先日から最大 30 か月認められる。また、出願公開から登録までの間に発生した侵害行為に対しては、登録意匠に対する権利侵害と同じく、損害賠償請求が認められている。

(10) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、出願公開制度及び出願公開後の異議申立制があり、出願公開後の実体審査を経て登録となった意匠は、公報が発行される。また、登録公報の発行を登録査定発行の日から最長 12 月まで延期することが可能である。

(11) その他の国

グルジア、セルビア、スロベニアは出願公開制度はないものの、登録公報繰延べ制度(秘密意匠制度)を有している。

モンゴルは、出願公開制度及び公開繰延べ制度は無いものの、審査手続期間の延期を申請することができ、通常出願日から 9 か月以内であるところ、更に 12 か月の延長を可能とする規定が設けられているため、これを利用することにより、公開時期をある程度調整できるものと考えられる。

キルギスは、出願人が出願から 12 か月以内に審査請求をした場合は、方式審査による出願却下案件を除き、出願日又は優先日から 18 か月後に出願公開されるが、公開繰延べ制度はない。

なお、上記いずれの国も、金銭的請求権は存在しない。

【表1：ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国(実体審査国(※))における制度】

国名	出願公開制度	公開繰延制度	金銭的な請求権
デンマーク(※)	○(出願書類の開示)	○(出願日又は優先日より6か月)	○
ノルウェー(※)	○(出願書類の開示)	○(出願日又は優先日より6か月)	○
フィンランド	○(出願書類の開示)	○(出願日又は優先日より6か月)	○
アイスランド(※)	○(出願書類の開示)	○(出願日又は優先日より6か月)	○
モルドバ	○	○(出願日又は優先日から30か月)	○
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○(出願日または優先日から12ヶ月)	○
アルバニア	○	○(出願日から12ヶ月)	○
アゼルバイジャン	○	×	○
ルーマニア	○	○(出願日又は優先日から30か月)	○
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	○	○(出願日または優先日から12ヶ月)	×
グルジア	×	○(出願日又は優先日から30か月)	×
セルビア	×	○(登録の決定より12か月)	×
キルギス	○	×	×
スロベニア	×	○(期間は不明)	×
モンゴル	○	×	×
タジキスタン	×	×	×
ハンガリー	×	×	×
ナミビア	×	不明	不明

※請求があった場合にのみ新規性等の判断を行う制度を含む。